

# 議会議事録

令和4年 第1回定例会

日 時：令和4年3月22日  
15時40分から

召集場所：消防本部会議室

沖永良部与論地区広域事務組合

令和4年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会議事日程

令和4年3月22日 火曜日 15時40分 開議

消防本部 1階会議室

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸般の報告
第4		行政報告
第5		一般質問 1番 南 有隆君 2番 喜山康三君
第6	議案第1号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正をする条例について
第7	議案第2号	沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第3号	令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第4号）
第9	議案第4号	令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算

令和4年 沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会会議録

告 示 月 日	令和4年3月22日 告示第1号					
召 集 の 場 所	沖永良部与論地区広域事務組合 消防本部会議室					
開議・閉会の日時	令和4年3月22日 15時40分 開会 令和4年3月22日 16時50分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開 議 15時40分 休 憩 16時17分～16時18分・16時46分～16時49分 散会・延会・中止 時 分					
出席議員 並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 0名  【凡例】 出席 ○ 欠席 -	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	議長	西 文男君	○	5	南 有隆君	○
	1	野口靖夫君	○	6	新山直樹君	○
	2	児玉実隆君	○	7	奥山雅貴君	○
	3	桂 弘一君	○	8	喜山康三君	○
	4	池田正一君	○			
会議録署名議員 3番 桂 弘一君 4番 池田正一君						
職務の為出席した者の氏名 総務課長補佐 平山大樹君 介護 山田英人君						
地方自治法第121条 により説明の為出 席した者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	今井 力夫君 前 登志朗君 山 元宗君 井上 修吉君 池田 哲勇君		総務課長 署 長 分遣所長 介護次長	通村 隆彦君 白石 昭弘君 本 哲文君 東 公仁君	
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

**開会宣言**

- 議長（西文男君）ただ今から、令和4年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

**会議録署名議員の指名**

- 議長（西文男君）**日程第1**「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によって、3番「桂弘一」君及び4番「池田正一」君を指名します。

**会期の決定**

- 議長（西文男君）**日程第2**「会期決定の件」を議題とします。  
○議長（西文男君）お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。  
（異議なしの声）  
○議長（西文男君）異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

**諸般の報告**

- 議長（西文男君）**日程第3**「諸般の報告」を行います。  
・12月21日第2回定例会後について報告します。  
・1月28日及び3月3日に実施した、地方自治法第235条の2第1項の規定による「出納検査」及び「備品検査」について、監査委員からお手元にお配りしてある報告書のとおり「誤りはなく確実に保管されており、出納簿、預金通帳、歳入歳出予算執行管理表は全て一致していることを確認した旨」及び「適正に管理されていることを確認した旨」報告を受けました。以上で「諸般の報告」を終わります。

**行政報告**

- 議長（西文男君）**日程第4**「行政報告」を行います。消防長  
○議長（西文男君）消防長  
○消防長（池田哲勇君）行政報告を申し上げます。令和3年12月21日第2回定例議会後の行政報告を申し上げます。  
・1月14日 構成町3町の財政担当者による、令和4年度の当初予算の査定を実施していただき、年々厳しい財政状況の中で、財政担当者の指導のもと、令和4年度予算は、最小の必要経費のみで計上してございます。また、本議会に議案提出してございますので、ご審議のうえ、承認していただきますようお願いを申し上げます。  
・1月19日 本署の救助工作車更新事業により、納車に合わせて議会議長、両町長をはじめ、関係者のご出席のもと、安全祈願祭を実施しました。令和2年度の方遣所の救助タンク車、そして、本署の救助工作車の更新ということで、高額車両の更新事業におきましては、構成町の議会をはじめ、町長のご理解とご協力に対し、厚く感謝申し上げます。島民の生命、身体を守るとともに安心安全な町づくりに日々精進して参る所存でございます。  
・2月2日 新型コロナウイルス感染症に伴う沖永良部現地対策協議会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の発症から丸2年が経過しまして、その間3月18日現在、与論町248名、知名町143名、和泊町75名、計466名の町民が感染しており、その内医療機関、療養施設、島外搬送に伴う空港への搬送で118名の島民を搬送しております。まだまだコロナ感染症の終息が見えない状況の中、今後とも消防業務の継続ができるよう細心の注意を払い感染防止策の徹底を図りたいと考えております。  
・3月7日 与論町において、建物火災による初期消火を行った事案に対し、与論町在住の「川田光雄さん」と同じく「林 和幸さん」2名に山町長から感謝状を贈呈しております。内容につきましては、住宅の台所において、てんぷら鍋の消し忘れによる火災でしたが、2名の連携による初期消火のおかげで全焼を免れ、被害を最小限に抑えられた一部火災ということで表彰しております。  
・3月17・18日 本署と分遣所の消防救助技術署内選考会を実施しました。「安全」「確実」「迅速」を

モットーに平素からの訓練の結果、ほふく救出の部に2チーム6名、はしご登はんには1名を来る5月27日に開催されます。県の大会に7名の職員を派遣することが決定しております。

・3月22日 本日、令和4年第1回定例議会となっております。以上で行政報告を終わります。

○議長（西文男君）これで行政報告を終わります。

#### 一般質問

○議長（西文男君）**日程第5** 「一般質問」を行います。発言を許可します。5番「南有隆」君

○5番（南有隆君）通告者として一般質問をさせていただきます。

1.新型コロナウイルスの対応について

(1)新型コロナウイルス陽性者の搬送状況について伺いたい。

(2)職員が陽性になった場合の対応について伺いたい。

2.消防職員の増員について

職員不足の解消が必要だと思うが、今後増員する考えはないのか。伺いたい。以上です。

○議長（西文男君）管理者

○管理者（今井力夫君）それでは南議員の質問に順を追って回答させていただきます。

(1)新型コロナウイルス陽性者の搬送状況についての件です。新型コロナウイルス感染症患者につきましては、保健所において移送業務を行うこととされていますが、厚生労働省から消防庁への協力要請により本組合へも、徳之島保健所からの協力要請があります。令和2年4月1日移送に関する協定を結び、新型コロナウイルス感染症患者の移送業務に協力しております。搬送実績は、本署で島内搬送5件で14名搬送しております。分遣所におきましても、島外搬送17回90名、島内搬送9回14名となっております。以上でございます。続きまして(2)についても順を追って説明します。

(2)職員が陽性になった場合の対応については、現在まで職員の4名が新型コロナウイルス陽性となり、濃厚接触者が20名となっております。この間の対応につきましては、当務の組替、本署・分遣所間の移動等を行い人員を確保して、業務に支障のない態勢づくりをしてきております。今後、感染症により多数の職員が出勤できなくなった場合を想定しまして、大島地区消防組合、徳之島地区消防組合、本組合の3組合で「体制維持のための相互応援協定」を令和4年3月1日付で締結し、非常時において隊員の相互派遣により、消防体制を維持できるよう連携を図りながら対応しています。

2.の質問に入ります。現在職員の配置につきましては、本署は署長以下24名、分遣所は所長以下13名、消防本部総務課は、消防長以下4名で合計41名となっております。発足当初の昭和58年度は、職員数が28名沖永良部19名、与論9名でスタートしております。現在までに13名増員したことになります。職員不足につきましては、承知をしているところでございますが、限られた予算で増員には多額の費用が必要となりますので、今後人口が減少する中慎重に検討する必要があります。従いまして現時点におきましては、増員計画はありません。職員へは創意工夫をして、現人員で業務に支障がないように運営するようお願いをしているところです。又、新型コロナウイルス感染症につきましては、家族も含めて感染には十分気をつけるよう指示をしているところです。職員の感染や濃厚接触者になった事例が発生しておりますが、現在のところ現人員で業務に支障のないような運営はできているものと認識しております。以上でございます。

○議長（西文男君）南君

○5番（南有隆君）答弁ありがとうございます。それでは3点質問をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症の陽性者の搬送ですけれども、やはり搬送するには、救急車が必要だと思っております。実際職員が感染するのは、救急車の中じゃないのかと考えるのが一般的です。もしくはお家に陽性者が出たという時にお家で感染するかもしれませんが、それを考えた場合です。救急車というのをそろそろ従来の救急車でなくて、感染症に対応したそれなりのレベルの救急車が必要だと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（西文男君）消防長

○消防長（池田哲勇君）お答えします。現在高規格救急車ということで、本署も分遣所も運営をさせていただいております。確かに今回の感染症問題については、我々も救急隊員を守るという視点からは、やはりそのような車があれば我々もそういうように対応をしたいと考えますが、やはりそういった情報がまだ少ないと、全国消防本部の中でそのような最良の車があるというのを情動的に持っていない状況です。この搬送業務に関しては、結構激業務であります。先ほど管理者からの答弁があったとおり、協定を結んで今我々がやっております。実際には感染症がはっきり陽性と判る患

者さんに対しましては、出来るだけ救急車を使わないで、役場からお借りした公用車で感染防止対策をしながら搬送をしているというのが現状でございます。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) 分かりました。今、陽性者も落ち着いてきて、数も減ってきていると思いますけれども、そういった所に3月4月は移動時期もございます。社会に目を向けますと又、オミクロン株というのも又、新しいのも発見されていますので、そういったことにも注意をしながら是非ともコロナに対して注意を怠らないようにしていただきたいと思います。そして職員がコロナに感染した場合ですね、隔離期間というものもあると思います。その隔離期間を大体10日前後だと思いますけれども、その10日間を短く出来ないですか。今ワクチンも進んでいます。3回目も打っていますので短く出来ないのかと、万が一職員がコロナで仕事を休んだ場合、その扱いですね、休んでいる場合の扱いはどの様になるのか、お伺いします。

○議長(西文男君) 消防署長

○消防署長(白石昭弘君) はい、お答えします。今まで10日間というのは、デルタ株が10日間で現在オミクロン株になった時には、潜伏期間が3日ということで、4日目に抗体検査をやって5日目に抗体検査をすればその日から働けるということで、出来るだけ職場は守りたいですので、7日を基本として緊迫した状況の時には、そういった通達をして対応して4日目に抗体検査をして、5日から勤務という通達にして運用をしていきたいと思っております。以上です。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) はい、分かりました。もう一つお聞きしたいんですけれども、職員の休んでいる間の扱いはどのような扱いをされていますか。

○議長(西文男君) 消防署長

○消防署長(白石昭弘君) お答えします。職員の扱いにつきましては、徳之島保健所から陽性者と連絡がきた時から特別休暇扱いとしています。その以前等に発熱等があれば、在宅勤務ということで対応しております。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) 分かりました。コロナもいつ終息するか分かりませんので、是非とも職員を守ることも大事です。又、皆様には島民を守るという義務がありますので、是非ともこれからもご尽力いただきたいと思います。2番目にいいですか。それでは職員不足についてお聞きしたいと思います。実際僕なんかもたまたま火事があった時とかにですね、コロナ陽性者を搬送しているのを見ますとですね、たとえ5千人という島民でも今の人数では少ないんじゃないかと、せめて一人でも増やしていただければと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(池田哲勇君) 私どもからしたら大変ありがたいことでございます。多ければ多いほど我々の業務が本当に助けられる部分が大変ございます。先程管理者からの答弁があったとおり予算の問題もあります。そして他の消防本部と比べても極端に少ないとかというのは、ないというように感じております。出来るだけ今の現状でやりながらもやはり職員の業務負担が増になるようなことが今後考えられる場合には、私ども構成町の方に増員ということでお願いをしなければいけないとこのように考えております。今のところですね、チーム一丸となって業務に携わっている状況でございます。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) はい、分かりました。それでも僕なんかもそうですけれども、最悪の事態を考えますと、もし職員全員が感染、先程ありましたようにもし、全員感染したら大島とか徳之島からも要請すると言っておりましたけれども、今奄美大島も減らない状態が続いております。それを考えるとやはり自分達でどうにかしなければならぬ。島外離島ですので又、時間がかかるしかも消防団員もいます触る状況であります。それを考えますと何度も言うようなんですけれども予算もかかるし、人手不足ということもあります。それを考えますとやはり色々難しいといったら何も出来ないのでは、是非とも増員していただきたいと考えます。いかがですか。

○議長(西文男君) 管理者

○管理者(今井力夫君) 非常に職員を増やすことによって、緊急時の対応が常に出来る態勢づくり又は、署員の健康保持増進という意味からも、議員おっしゃるとおりに職員を増やすということは可能ならばですね、是非そういうこともしていきたいと思っておりますけれども、しかしながら役場等においても何かあった時にはBCPとして何かその課の中で感染があった時にはどれを最優先の

仕事にしていくのか、どの部分は次に回しておくのかということで、我々も役場の中においても、こういう感染力の強い今のオミクロン株に対しては、万が一この課の中で何名かかったらどの仕事だけを先に最優先にしていくのか、という役割分担を決めながらしております。それとも大変な時には先程申し上げたように、近隣の消防組合の皆さんと連携協定を結んでおりますので、まずはそこで対応しかざる得ないのかなと思っております。人を増やすというのには非常に職員の健康上又は、町民の安心・安全を守るためには最優先で考えていかなければいけないことですが、少々の問題等を勘案していく必要もございますので、今すぐに職員の増員というのは、3町とも非常に経済的にも財政的にも今苦しい状況にあると思いますので、しばらくの間は緊急時における業務の最優先をどうするのか、というのをすでに計画立てさせておりますので、そういうもので乗り切っていくことが出来ればなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) 今すぐ出来ないということになれば、今後条例等の改正をして増やすような考えはあるのか、最後によろしくお願いします。

○議長(西文男君) 管理者

○管理者(今井力夫君) 今後どうしていくのかというのは、この沖永良部与論地区広域事務組合だけではなくて、我々周りの市町村の人員の配置等がどうなっているのかを全て勘案しながら進めていく必要があるのかなと思っておりますので、この広域事務組合に限らずそれぞれの町単独で運営している各種組織もございます。そういうものとの兼ね合いということも十分考えていかなければいけないと思っておりますので、その時期がいつ来るのかということに對しましては、今、明言は出来ませんが、先程申し上げましたようにどの仕事を優先するのかということ、それから他の組合の協力関係そういうものでもさらに難しい時になれば3町それぞれ集まって又、こういう議論をしていかなければいけないのかなと思います。その時には十分検討する余地があると思っております。以上です。

○議長(西文男君) 南議員、よろしいですか。これで「南有隆」君の一般質問を終わります。次に8番「喜山康三」君の発言を許可します。喜山君

○8番(喜山康三君) 一般質問を行います。

1. 東南海地震を始め、広域同時多発の大災害の発生が懸念されている。このような災害にどの様な対策検討進めているか。伺いたい。

(1) 地震、大雨、津波発生による注意報、警報に対し、どの様な連絡、出動態勢をしているか。

(2) 指令台、通信連絡手段はどの様になっているのか。

(3) ドクターヘリの運用はどうなるのか。

2. 出張における抜港、欠航等が起きた場合、出張費の扱い交通費等々はどの様な扱いになるのか。伺いたい。

(1) 昨年抜港により沖縄から飛行機で帰られている。出費根拠を示してください。

(2) 出張時の費用弁償等はどの様に算出しているか。ご説明をお願いします。以上お願いします。

○議長(西文男君) 管理者

○管理者(今井力夫君) 喜山議員のご質問に順を追ってお答えをします。大きな説文の1番から

(1) 地震、大雨、津波発生による注意報、警報に対しどの様な連絡、出動態勢を取るのかということについてでございますが、組合の警防規定により、危険度に応じ非常警戒、非常招集を発令し対応しております。職員への連絡方法につきましては、県・測候所等からの情報につきましては、ラインを使用し、画像と文字により発信をしております。情報共有を図り招集につきましては、メールを使用し、招集することとしており、通信が遮断する事も想定されますので、「災害の発生を認知した時、またはその恐れのあることを察知した時は、自ずから召集下命を待つことなく参集しなければならぬ」と定めております。

(2) 指令台につきましては、停電時の対応としまして、非常電源・無停電装置により対応し、長期に渡る停電時には、自家発電装置を配備し、その機能を維持することが可能となっております。消防署全システム遮断時におきましては、無給電受付装置により119番通報を受理出来る設備となっており、その運用訓練も月に一度実施をしております。また、外部との通信手段につきましては、県より貸与されております。衛星携帯電話により対応する事としております。

(3) 災害時の奄美ドクターヘリの運用につきましては、運行要領に基づき運行事業者と調整したうえで、ドクターヘリの運行を検討するものと定められております。昨年12月19日には、悪石島で震度5の地震があり、奄美ドクターヘリが現地で対応しており、今年の1月15日の津波警報発令時に

は、救急救命センターに災害対策本部を立ち上げ、各医療機関の被害状況、患者受け入れの可否について、情報収集を行い、当本部においてもその情報を提供いただいております。

大きなご質問の2番目につきましてですが、今年の5月の臨時議会におきまして、船が与論港を抜港したため、那覇港まで乗船し、翌日の飛行機で帰島したわけですが、与論港抜港となった時点で全員集まり議会の開催や今後の活動について、協議をいたしました。和泊の代理店から明日の上り便は和泊港は厳しいと思うと情報をいただき、本日の抜港状況を踏まえ確実に帰島出来る方法として飛行機を選択させていただきました。又、職員2名につきましては、議会の録音機材等の持ち込みのため車両を載せてありましたので、車両と一緒に船ということにいたしました。以上が変更の経緯であります。なお、旅費の精算につきましては、旅費条例第7条の規定により計算をしてついて追給を行っております。(2)につきましても同じように旅費に関する条例第7条の規定により算出して実施しております。以上でございます。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) ありがとうございます。私が質問した理由はですね、冒頭に書いてありますけれど、同時多発大災害ということを前提にして、質問をしているわけなんです。ラインとか通信システム、携帯とか、沖永良部署とはマイクロウェーブもありますよね、地震とかでその辺に障害が出て通信を遮断するような状況が発生した時にどういう、極端な話が今、衛星を使えるという話を伺ったわけですが、その時の通信が全部途絶えた時にどういう対応を取るのか、例えば、与論の方が119番をした時に電話をしても不通になって本署に繋がらないわけですね、その時にはどういう状況が発生するのか。その辺についての対応とか、対策を取られているのか、今のマイクロウェーブでも、今のネットですね、全ての通信手段がダウンした状態で、その中でどういう対策をいわゆる情報共有をされるのか、そのことを中心にしてお聞きしている訳なんですよ、それで勿論ドクターヘリでも直接本署に電話をかけるわけにもいかない

○議長(西文男君) 喜山議員、一問一答でお願いします。

○8番(喜山康三君) (1)(2)(3)についても一緒ですから、という形でご答弁をお願いします。一番はどの様な連絡、出動態勢をしているのかということ。通信が遮断した時に

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(池田哲勇君) 喜山議員の同時多発になった場合、大規模災害が発生した場合それで通信が全てダウンした場合、どういう対応するのか、というご質問ですが、当然我々もこのような状況になれば、沖永良部・与論が大規模災害で最悪な状態を想定をすぐしなければならない、それは当然消防だけで対応出来る問題ではございません。役場職員と協力をして例えば各集落の公民館いわゆるこういったので近くにある所に区長さん、館長さんそういった方々と協力をして、そこに連絡をしていただくとか、そういう形でやって我々今ある消防、それから行政そういった所でタッグを組んで、どうにかして対応しなければいけない、というようには考えております。先程言ったように区長さんや館長さんそういった方々との連携、そこに職員を配置してそういうので連絡をしようというのもお互い先程、答弁の中で衛星携帯電話の話もありました。これは当然「今、与論町の方で大規模災害が発生しています。」その情報をですね、県に衛星携帯電話を使ってやるということをやっていますので、そういう対応も何らかの形に我々もしないといけないというように考えております。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) 管理者の答弁の中に通信が途絶えた場合には、参集する義務があるみたいな形でやっているとおっしゃっていたんで、日頃からたとえ通信手段が途絶えた時にそういう状態に陥ったと判断したら、消防署員は消防署に参集することを前もって決められているから、これは非常に良いかと、私これ初めてお聞きしたんですね、私が言うのは、特に分遣所の場合独立しているわけですので、分遣所も同じような形で行動を取られるんじゃないかなと僕は思いますので、非常に良いことだなと思っていますので、これ良かったと思います。それから停電とかそういう事態が発生するわけですから、その停電した場合の何日か分の燃料をストックしていますか。

○議長(西文男君) 消防署長

○消防署長(白石昭弘君) 現在、発電機には、900リッターの燃料がありまして、これで2週間もつとあったことでした。あと補充をすれば機械がストップするまで持続可能という答えをいただいています。以上です。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) 分かりました。ドクターヘリの運用がこういう状態の中では、どういう運営形

態になるか。そのあたりのご説明をお願いします。

○議長(西文男君) 消防署長

○消防署長(白石昭弘君) ドクターヘリの運用についてですけれども、災害時における奄美ドクターヘリ運行要領というのがございまして、これに基づき奄美ドクターヘリの機体を運営する運営会社と協議をして、運行するといったところです。以上です。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) 災害時は勿論、通信手段が確保した時点での災害時の今、話をされていると思いますけれども、私は向こうの本部の方も連絡が取れない状態になった場合にドクターヘリはどういう要請の在り方になるのかなとお聞きしています。例えば、奄美ドクターヘリと沖縄のドクターヘリの方はどうなっているのか分かりませんが、そういう連絡体制が出来ていない時の要請方法についてのご答弁をお願いします。

○議長(西文男君) 消防署長

○消防署長(白石昭弘君) 今、緊急時の対応としまして、I P無線というのがあって上空の方でもキャッチ出来るトランシーバーを本署、分遣所、奄美ドクターヘリに載せてございます。災害時には、それを使用しようと考えております。以上です。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) そのI P無線はヘリコプターが飛んでいる状態の交信ですよね、私が言っているのは、奄美とか沖縄のドクターヘリの出動要請というのは、そういう状態の時の出動要請いわゆる手段がありますか。とお聞きしています。

○議長(西文男君) 消防署長

○消防署長(白石昭弘君) すみませんでした。それは衛星携帯を使用しようというように考えています。以上です。

○議長(西文男君) よろしいでしょうか。喜山君

○8番(喜山康三君) 分かりました。是非こういう時にも衛星が使えるのかなと疑問に思っていますけれども、是非きちんと対応出来るようお願いいたします。次の出張時の抜港、欠航については、きちんと管理者からのご説明をいただいたのでそれで結構です。(2)番目の出張時の費用弁償等についてですね、これは出張時の計算は1日計算なのですか。2日計算なのですか。いかがですか。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(通村隆彦君) 喜山議員のご質問で1日計算なのか。2日計算なのかというのは、ちょっと分かりませんが、要するに前回の臨時議会について説明をいたしますと、例えば本日で下ります。本日で下って与論で議会があって翌日上ると、そういった2日間の日程ので出張でございます。それが沖縄まで行って日程としては、2日間の日当になります。2日で計算します。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) 私これ安いと思って聞いています。この費用弁償の在り方については、普通の例えば与論町の議会に入っている費用弁償で、別口の議会になるから別の形があっても良いんじゃないかと思って質問をただけです。分かりますか。

○議長(西文男君) しばらく休憩します。

( 休 憩 ) 16時17分～16時18分

○議長(西文男君) 休憩以前に続き会議を開きます。喜山議員次回そういう形でお申ししたら答弁の方に持っていきますので、よろしいでしょうか。

○8番(喜山康三君) はい、よろしいです。私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長(西文男君) これで、「喜山康三」君の「一般質問」を終わります。

#### 議案第1号審議

○議長(西文男君) **日程第6** 議案第1号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

#### 提案理由の説明

○議長(西文男君) 本案について提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者(今井力夫君) ただ今ご提案申し上げました。議案第1号は「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の案件でございます。人事院勧告の趣旨に基づき期末手当支給率の引き下げ及び令和4年6月に支給する同手当の特例に関して、所要の改正を行うものでございます。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

### 質 疑

○議長（西文男君）これから質疑を行います。  
（質疑なしの声）

○議長（西文男君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

### 討 論

○議長（西文男君）これから「討論」を行います。  
（討論なしの声）

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

### 採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第1号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号は、可決されました。

### 議案第2号審議

○議長（西文男君）**日程第7** 議案第2号「沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

### 提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今ご提案を申し上げました。議案第2号は「沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の案件についてでございます。人事院勧告の趣旨に基づき期末手当の支給率及び令和4年6月に支給する同手当の特例に関して、一般職員同様に所要の改正を行うものでございます。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

### 質 疑

○議長（西文男君）これから質疑を行います。  
（質疑なしの声）

○議長（西文男君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

### 討 論

○議長（西文男君）これから「討論」を行います。  
（討論なしの声）

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

### 採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第2号「沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は、可決されました。

### 議案第3号審議

○議長（西文男君）**日程第8** 議案第3号「令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

### 提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について、提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今ご提案を申し上げました。議案第3号は「令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第4号)」の案件でございます。歳入歳出補正予算の総額から歳入歳出それぞれ6,959千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ516,792千円と定めるものであり、主なものとして、人件費及び電話設備更新の執行残額の減額予算であります。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

### 質 疑

○議長（西文男君）これから質疑を行います。まず、初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませ

んか。

(質疑なしの声)

○議長(西文男君) 次に「歳入歳出予算補正」の質疑を許します。質疑は「歳入歳出」一括で行います。

○議長(西文男君) 4番 池田君

○4番(池田正一君) 6ページ歳出の部分で、一般管理費で530万円ほど下がっています。給料と職員手当等だと思いますけれども、職員がやめた訳でもないのに、結構な額が下がっていることの中身の説明と同じく7ページの分遣所の方もお願いいたします。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(通村隆彦君) 分遣所費も含めて説明いたします。6ページと7ページですけれども、給料の減額補正につきましては、当初予算の組み方が給与改定の分を見越して、若干その分を上乗せしてありますので、本年度については給与改定がございませんでした。そういった関係でこういった金額が余剰金として出ているところでございます。それから手当につきましては、給与改定分のそういったのも上乗せしたうえで計算がされておりますので、余剰金が出ているということと、職員の個人的な話になって申し上げにくいんですけども、扶養手当とか期末手当の分については、期末手当の計算の中には、扶養手当も入ってきます。そういったことで職員が離婚されたとか、そういったことが出てきておりますので、そういった関係で余剰金が発生しているところでございます。

○議長(西文男君) 池田君

○4番(池田正一君) 最初の当初予算を組む時には、予め高い金額を計上していると今年度は理解してよろしいのでしょうか。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(通村隆彦君) 予め高い金額といたしますか。これまた表現方法の違いがございまして、我々広域としては、年度途中で人件費に不足を出さないのが前提でございまして、不足が出た時点で構成町に足りなくなったからといったことは、年度途中でなかなか出来ないことでもありますし、好ましくない事ですので、人事院勧告の給与改定の上乗せ分これについては、率としてははっきりここでは申し上げられませんけれども、1%ちょっと若干の数字の上乗せをして当初予算で計算するといった方法でこれについては、構成町の予算査定の時にそういった話をしたうえで3町の了解をいただいておりますので、そういったことで毎年やってきているところでございます。

○議長(西文男君) よろしいですか。

○4番(池田正一君) よろしいです。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) 6ページの一般管理費の備品購入費の電話設備更新が81万8千円ですね、分遣所の方が72万9千円で本署と分遣所で高額ですが、更新をやらなかったのか、これはどういう事でしょうか。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(通村隆彦君) はい、お答えいたします。電話の更新につきましては補正予算で皆さんにお願いをして、予算の方は確保したわけでございますけれども、当初の設計額が両方合わせて378万8千円でしたけれども、3者で入札をいたしましてその落札価格が249万7千円といったことでの落札価格でございましたので、その差額分を減額補正をするということでございます。

○議長(西文男君) 喜山君

○8番(喜山康三君) 入札した金額と予算を組んだ金額の差が結構ありますよね、どの様な形で予算を提示する時にどの様なやり方でやっているんですか。

○総務課長(通村隆彦君) この設計額につきましては、入札前に3者から見積りをいただいて、その見積金額の一番低いところを設計額としております。なおかつ入札において1者だけですけども、ものすごく安い金額で入札をして落札をしたということでございます。他の2者については、ほぼ見積額と同じか、それ以上かといった数字となっております。

○議長(西文男君) よろしいですか。他にありませんか。「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

#### 討 論

○議長(西文男君) これから「討論」を行います。

(討論なしの声)

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

#### 採決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第3号「令和3年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号審議

○議長（西文男君）**日程第9** 議案第4号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」を議題とします。

#### 提案理由の説明

○議長（西文男君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今ご提案申し上げました。議案第4号は「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」の案件でございます。令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算を歳入歳出をそれぞれ402,010千円と定め、地方自治法第211条第1項の規定により提出するものであります。宜しくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

#### 質疑

○議長（西文男君）これから質疑を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（西文男君）次に「第1表 歳入歳出予算」の質疑を許します。質疑は「歳入歳出」一括で行います。予算説明書を参考にしてください。喜山君

○8番（喜山康三君）8ページ報酬の会計年度任用職員報酬が本署の方では、167万5千円になっていますよね、分遣所の方が78万1千円になっていますけれども、本署の方がこれだけ高い理由と分遣所の金額の理由の説明をお願いします。

○議長（西文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）お答えします。一般管理費の8ページの会計年度任用職員の報酬につきましては、勤務時間が8時半から17時まででございます。一方分遣所の12ページの報酬につきましては、勤務時間が午前中ですので、3時間半のその分金額としては、安くなるということです。それぞれの報酬の格付けにつきましては、任用の年数だとかがありますので、一般事務職の場合1級の1号給から始まって1の4までといったことでやっておりますので、これ役場も一緒です。そういったことでの格付けとなりますので、その日当については差がないということになります。

○8番（喜山康三君）分かりました。

○議長（西文男君）他にございませんか。南君

○5番（南有隆君）10ページです。上から2行目です。ストレスチェック委託料とありますけれども、ストレスチェックについての説明をお願いいたします。

○議長（西文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）この記載されていますストレスチェックにつきましては、56名これは会計年度任用職員も含めた数ですけれども、職員全てについて年に一回ストレスチェックをするということで委託業者については、厚生連の方へ委託をして実施をしております。以上でございます。

○議長（西文男君）南君

○5番（南有隆君）その結果については、内容を把握されているんでしょうか。

○議長（西文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）この結果につきましては、我々でも見れないとそういったところもありますので、担当者が、その辺はちゃんと管理をして必要であれば医師と相談するという形になっておりますので、全てを消防長、あるいは私、署長が全てにおいて把握をすることは出来ませんけれども、ある程度許された所までについては、我々管理職についても把握をしているところです。もし何かあって治療が必要だとか、については医師に相談をするということにしております。

○議長（西文男君）南君

○5番（南有隆君）はい、分かりました。やはり万病のことはストレスだと思っておりますので、な

んかあった時には、すぐに対応していただいて、職員の健康運を守っていただきたいと思います。以上です。

○議長（西文男君） 管理者

○管理者（今井力夫君） 少し補足をさせてください。ストレスチェックは、我々役場の方でもまた、以前私が勤務した学校現場においてもこれは必ずするようになっておりまして、じゃこの結果をどう活用していくかというご質問だと思いますので、それにつきましては衛生推進委員会というのが、年2回開催されるようになります。この中で先程、総務課長がおっしゃってございましたけれども、外に出せない個人情報もございまして、ただこれに対しましては、衛生推進委員の中に産業医という必ず専門のドクターがおりまして、その方がその得点を見ながらこの職員については、個別の相談をした方が良くないか、という打診が我々に来ます。それを受けて私どもといたしましては、まず先にドクターの方がカウンセリングをしてくださいますと、本人にカウンセリングをしますか。どうしますか。という打診をします。その結果本人がカウンセリングを受けたいという様なことがございましたら、ドクターとカウンセリングをしていただいて、本人が何を悩んでいるのかと、そのストレスはいったい何なのか、というようなことを確認するようしております。じゃこれは職場の上司と相談した方が良くないかと思っても、それをあなたは許可しますか。と本人に許可を確認して上司にも伝えておいて欲しいというのがあれば、直接職場の上司にも連絡が行って本人がどういうことを希望しているのか、というのを実際に聞いてそれに対しては、こういうような対応策で良いのかなというのを必ず確認するようになっておりまして、それが各職場に衛生推進委員会というのがございますので、その委員会の中でストレスチェックの高い得点の高い人については、今申し上げたような流れで我々是对応する様にしております。以上です。

○議長（西文男君） 補足でした。もしもっと聞きたい場合には議会終了後に、他にございませんか。喜山君

○8番（喜山康三君） 25ページの介護OCR装置の賃借料が226万7千円、平成30年から令和3年までが166万2千円と理解出来ますが、その次が令和4年から5年結局年ごとに60万5千円の支払になっておりますけれど、OCR装置って何に使ってどの様な機能がありますか。説明をお願いします。

○議長（西文男君） 介護保険次長

○介護（東公仁君） ただ今の喜山議員のご質問にお答えします。介護のOCR装置は、調査、調査票、意見書の全部読み込みをする機械でありまして、その読み込みをしたのでパソコンに入力される機械であります。各先生方、調査員方がした書類を全部パソコンに呼び込む機械です。

○議長（西文男君） 喜山君

○8番（喜山康三君） OCRだから文字変換のシステムと思っているけれど、ただ単純に勿論私も使っているわけですので、なんでこんなにお金がかかるのか疑問を持っているんですが、OCRしたデータと手書きにしたデータは、ちゃんとストックしていることにはなるかなとは思いますが、パソコンとスキャナーとセットになりますよね、その二つのセットで年間60万5千円では金額が大きいと感じるんですけど、これについてはいかがでしょうか。後でもよろしいです。資料をいただければ

○議長（西文男君） よろしいでしょうか。他にございませんか。池田君

○4番（池田正一君） 15ページ2目の一次判定費大きく金額が削られていますけれど、その内容をお尋ねします。

○議長（西文男君） 介護保険次長

○介護（東公仁君） 池田議員のご質問にお答えします。去年より431万5千円マイナスになっていまして、法改正に伴いまして、パソコンの機器の期間、パソコンのデータの入れ替えが介護の法改正が大体3年に一回ぐらい前回18年度に法改正でパソコンのデータの入れ替えで昨年21年度にデータの入れ替えがありまして、その更新の費用が430万近くかかりまして、今年はない、データ回収

○議長（西文男君） 他にありませんか。南君

○5番（南有隆君） 23ページなんですけれど、文言で説明を伺いたいと思います。3級の所の5番相当な経験を有する主査の職務というのと、4級の1番相当の経験を有する係長の職務というのを相当な経験というのは、基準はあるんでしょうか。

○議長（西文男君） 総務課長

○総務課長（通村隆彦君） 相当な経験を有する主査、係長の職務といったことで基準があるかどうかという事ですけども、一概にこれが経験ですので何年以上とかはございません。色々職務の内容とか、そういった責任の度合いとか、そういったこと全てを総合的に判断してそこは、消防長、管

理者が決定するという事で運用しているところです。

- 議長（西文男君）南君
- 5番（南有隆君）決定すれば決定者がどなたか分かりませんが、その方が例えば火事に何回行ったとか、年数があるとか、相当な経験だと感じればそれで決定という事でよろしいでしょうか。
- 議長（西文男君）消防長
- 消防長（池田哲勇君）そういうように何年何年というのはいませんが、例えば同じ年代で消防署を採用なりますと、その年代がずっと退職するまで一緒ですので、そこがずっと同じ人達がいると上には上がれないとか、人数制限があって管理職の職員もそうなんです、今、役場の方でもそういう現象があって係長がものすごく少ないとか、そういう年齢採用時のそういったものが影響しておりまして、例えば主査で10年とか、さらにはそれの上をいく上に上がりたくても、消防の場合は特に詰まってしまう、そういったものもありまして、そういったものを含めた上で相当な経験を有すると、というような所も考えてそういったのに最終的には管理者の判断をお願いをしている、というような状況です。
- 議長（西文男君）南君
- 5番（南有隆君）分かりました。相当な経験も大事だと思いますけれども、今言われたように一人優れた方が、若いのが上に行きたいという時にはある程度能力ですね、若いのに能力があるというのも、考慮に入れて判断していただきたいと思います。出来ることなら具体的にこういった基準なり規則を定めていただければ良いと思いますので、よろしくお願ひします。

（ 休 憩 ） 16時46分～16時49分

- 議長（西文男君）休憩以前に続き会議を開きます。他に質問ございません。  
（質疑なしの声）
- 議長（西文男君）「質疑なし」と認めこれで「質疑」を終決します。

討 論

- 議長（西文男君）これから「討論」を行います。  
（討論なしの声）
- 議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

採 決

- 議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第4号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）
- 議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会

本定例会に付された事件の審議は、全部終了しました。  
これで令和4年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会を閉会します。

閉 会 16時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員